西成区公告第　139　号

令和8年　6月　15日

大阪市長　横山　英幸

次の者にかかる文書は、所要の調査を行いましたが、所在不明のため送達不能となりましたので、国民健康保険法第７８条において準用する地方税法第２０条の２の規定により公告します。

なお、当該送達不能となった文書については、西成区役所窓口サービス課（保険年金担当）に保管していますので該当者は申し出てください。

氏　　名	備　　考
TAMANG　BUNU	
SHEN　ZHEXUAN	